

## 大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱

この要綱は、大台ヶ原の利用に関する協議会（以下「協議会」という。）が行う大台ヶ原登録ガイド制度（以下「ガイド制度」という。）に関する必要な事項を定めるものである。

また、要綱の細部については、別途大台ヶ原登録ガイド制度運営細則（以下「運営細則」という。）に定めるところによる。

### （制度の目的）

第1条 この制度は、「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発現に寄与することを目的とする。

### （対象範囲）

第2条 別添「大台ヶ原登録ガイド制度対象範囲」のとおり、西大台及び東大台を対象とする。

### （ガイドの定義）

第3条 この制度におけるガイド（以下「登録ガイド」という。）とは、第2条の範囲において有料でガイド事業を行い、大台ヶ原の魅力や自然再生の取組を利用者に伝え、安全で質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ第1条の目的に賛同する者とする。

### （登録機関）

第4条 登録ガイドの登録は協議会が行い、その事務は、運営細則で定める大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行うこととする。

### （登録の申請）

第5条 登録ガイドの登録を受けようとする者は、協議会会長（以下「会長」という。）に、様式1により、申請しなければならない。

2 登録申請に関する審査は、運営委員会が行い、登録は会長が決定する。

### （登録の要件）

第6条 登録ガイドの登録要件は、別表1のとおりとする。

### （登録等）

第7条 会長は、登録申請に対する審査結果を申請者に通知し、登録要件を満たした者に対しては、第11条に規定する講習会の開催について通知することとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、講習会を受講しなければならない。

3 会長は、講習会の受講を終了した者に対して、登録が可能である旨を通知することとする。

4 前項の通知を受けた者は、別表1に掲げる提出書類を提出するとともに、運営細則に示され

た登録料を納付しなければならない。

5 前項の登録料は、通知を受けた日から10日以内に納付しなければならない。

6 会長は、第4項の提出書類の提出及び登録料の納付があったときは、速やかに申請者を登録ガイドとして登録するものとする。

7 登録に係る登録料は、廃止、停止、失効及び抹消による返納はしない。

#### (登録の拒否)

第8条 会長は、登録ガイドの登録を受けようとする者が次の号に該当するとき、又は申請書類に虚偽の記載があるときは、その登録を拒否することができる。

2 第17条の規定により登録ガイドの登録を抹消され、登録が抹消された日から3年を経過しない者、暴力団と関係がある者等会長が不適格と判断する者

#### (登録証書等の交付)

第9条 会長は、第7条の登録を行ったときは、申請者に登録ガイド登録証書(様式3)等を交付する。

#### (登録の有効期間)

第10条 第7条第6項の登録の有効期間は、登録された日から起算して3年を経過する年度の3月31日までとする。

#### (講習会の開催)

第11条 会長は、第7条の登録および第18条の登録の更新に関して、運営細則で定める講習会を開催するものとする。

2 会長は、前項の講習会の開催において、受講料を徴収することができる。

#### (登録ガイドの情報発信)

第12条 会長は、第7条第6項の登録をしたときは、登録ガイドの情報を公表するものとする。

#### (登録内容の変更等)

第13条 登録ガイドは、申請書の記載事項に変更があったときは、変更事由を記載した書類に登録証書の写しを添えて会長に提出するものとする。

2 登録ガイドは、第9条の登録ガイド登録証書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、会長に申請して、再発行を受けることができる。

#### (事業の廃止)

第14条 登録ガイドが当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(登録の停止)

第15条 会長は、登録ガイドが登録要件に適合しないと認める事由が生じたときは、その登録を停止することができる。

- 2 会長は、前項により登録を停止した場合は、当該登録ガイドにその旨を通知する。
- 3 登録の停止を受けた登録ガイドは、登録を停止された日から起算して1年以内に要件に適合した場合は、登録の停止解除を申請することができる。但し、第10条の登録有効期間を超えて、申請することはできない。
- 4 会長は登録の停止解除の申請を受けた場合は、登録の停止を解除することができる。

(登録の失効)

第16条 登録ガイドへの登録は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

(1) 前条の登録を停止された日から起算して、1年以内に登録の停止の解除の申請が行われなかったとき。

(2) 登録に係る有効期間が経過し、更新の手続きが行われなかったとき

- 2 会長は、前項により登録が失効したときには、その旨を本人に通知する。

(登録の抹消)

第17条 会長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、登録を抹消することができる。

(1) 過失等の原因による重大な事故が生じたとき

(2) 利用者からの苦情に適切に対処せず、改善されないと認められるとき

(3) 申請書の記載情報が虚偽であると認められるとき

(4) その他会長が登録の抹消に当たると判断するとき

- 2 会長は、登録の抹消をしようとする場合には、当該ガイドに弁明の機会を付与するものとする。

3 会長は、前項により登録を抹消したときは、その旨を本人に通知する。

- 4 登録を抹消された者は、登録が抹消された日から起算して3年は、登録の申請を行うことができない。

(登録の更新)

第18条 登録の更新を受けようとする者は、会長に申請しなければならない。

2 登録更新の要件は、別表2のとおりとし、登録の更新を受けようとする者は、同表に掲げる書類を提出するものとする。

3 登録更新に関する審査は、第6条の定めを準用する。

4 登録更新料は、第7条の定めを準用する。

(登録の更新の拒否)

第19条 会長は、登録の更新を受けようとする者が別表2の要件に適合しないと認められる又は、第8条に定める事項に抵触するときは、その登録の更新を拒否することができる。

(大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会)

#### 第20条

会長は、登録の拒否、登録の停止、登録の抹消又は更新の拒否をするときは、運営細則に定める大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会を設置し、その助言を求めることができる。

(登録証書等の返納)

第21条 登録ガイドは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、会長に登録証書等を返納しなければならない。

- (1) 登録ガイドの登録が失効したとき
- (2) 登録ガイドの登録が抹消されたとき
- (3) 第14条の届出を行ったとき

(苦情への対応)

第22条 会長は、登録ガイドの利用者やその他一般から登録ガイドについて苦情が寄せられた場合は、必要に応じて当該登録ガイドに通知するとともに、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

(事故等の報告)

第23条 登録ガイドは、事業において、事故等が発生した場合は速やかに会長に報告するものとする。

2 報告を受けた会長は、必要に応じてその概要を登録ガイドに周知する等し、事故等の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第24条 会長は、運営委員会等に、制度の運営に関して必要な調査をさせることができる。

(ガイド制度の評価)

第25条 会長は、本制度が大台ヶ原におけるより質の高い自然体験の提供等に寄与するために、定期的に本制度の評価を実施することとする。

(ガイドとの意見交換)

第26条 会長は、登録ガイドと協議会や登録ガイド間の情報共有、意見交換を図るための意見交換会を必要に応じて開催することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 登録要件

項目	提出書類
①「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」に同意すること。	様式2 「登録ガイド心得」「ガイド共通ルール」同意書
②安全にガイドができる知識と技術を有していること。	様式1 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
③日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準じる救命に関する受講経験があること。	様式1 過去3年以内の救命に関する受講経験を証明するものの写し
④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。	様式1 保険契約書等の写し
⑤様式5に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。	様式5 登録ガイド情報
⑥協議会が実施する登録講習会を受講していること。	受講修了証の写し

(別表2) 更新時の要件

項目	提出書類
①「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」に同意すること。	様式2 「登録ガイド心得」「ガイド共通ルール」同意書
②安全にガイドができる知識と技術を有していること。	様式4 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
③日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準じる救命に関する受講経験があること。	様式1 過去3年以内の救命に関する受講経験を証明するものの写し
④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。	様式1 保険契約書等の写し
⑤様式5に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。	様式5 登録ガイド情報
⑥協議会が実施する更新講習会を受講していること。	受講修了証の写し

(様式1)

申請書受付	平成 年 月 日	受付者
受付番号：		号

**登録ガイド登録申請書**

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会

会長 殿

現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱第5条に基づき登録を受けたいので、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」への同意書（様式2）
- 2 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
- 3 過去3年以内の日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準ずる救命に関する受講終了等を証明するものの写し
- 4 賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類

(様式2)

## 登録ガイド心得

私たち大台ヶ原登録ガイドは、ガイドという仕事を通じて、多くの人々に大台ヶ原の自然の素晴らしさを伝えるとともに、その自然環境の保全に寄与することに誇りを持ち、次の心得に基づいて活動します。

- 1 利用者の安全性を最優先に考えて行動します。
- 2 大台ヶ原の自然環境の保全に努めるとともに、大台ヶ原の自然再生の取組に賛同します。
- 3 大台ヶ原の自然や自然再生の取組、歴史、文化の魅力を幅広く伝えていきます。
- 4 ガイド事業において、地域社会の活性化に寄与します。

## ガイド共通ルール

(ガイドの範囲)

- 1 大台ヶ原登録ガイドの対象範囲は、実施要綱に示された範囲内とする。
- 2 対象ルートは、大台ヶ原周回線（松浦武四郎分骨碑ルート、大蛇崙、日出ヶ岳を含む。）及び木和田大台ヶ原線（小処～逆峠）とする。歩道以外の立入りは行わない。

(安全管理)

- 1 ガイドツアーの参加者に対して、傷害保険に加入させるとともに、服装を始め安全管理及び自然環境保全に関する注意事項を伝え、十分な準備をさせて参加させる。
- 2 参加者の体調に注意し、ガイドツアーへの参加が難しいと判断される者は辞退させる。
- 3 天候の状況に注意し、大雨、雷等の気象条件によりツアーの実施、継続が難しいと判断される場合は、ガイドツアーを中止、中断し適切な安全対策を行う。
- 4 怪我等の事故が発生した場合は、適切な応急処置を行い、必要な場合は救助を要請し、救急隊に引き渡すまで責任を持って対処する。

(自然環境保全)

- 1 自然公園法を遵守し、不適切な行為が行われないよう参加者に適切な行動を求める。
- 2 西大台は、我が国で最初に利用調整地区に指定された地区であり、西大台の特殊性を十分理解し、自然環境に影響を及ぼすことがない利用に努める。

(登録要件の遵守)

保険の完備等登録時の要件とされる事項について、登録後も引き続き要件を満たしておくこと。

私は、上記登録ガイド心得及びガイド共通ルールに同意します。

また、登録ガイドに登録後は、ガイド技術の向上に努めるとともに、地域振興に貢献しガイドの社会的地位の向上に努めます。

平成〇年〇月〇日

氏名 印

(様式3)

## 大台ヶ原登録ガイド登録証書

様

あなたは、大台ヶ原登録ガイド制度の目的に賛同し、当協議会が定める大台ヶ原登録ガイドへの登録要件を全て満たしました。

よって、ここに大台ヶ原登録ガイドとして登録します。

登録番号

登録期間 平成○年○月○日～平成○年○月○日

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会 会長

印

(様式4)

申請書受付	平成 年 月 日	受付者
受付番号：		号

登録ガイド更新申請書

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会  
会長 殿

現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱第18条に基づき登録の更新を受けたいので、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」への同意書（様式2）
- 2 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
- 3 過去3年以内の日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準ずる救命に関する受講終了等を証明するものの写し
- 4 賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類

(様式5)

## 登録ガイド情報

申請者の氏名	
現住所	
連絡先	TEL : E-mail : FAX :
所有する資格	・ガイドに関連する資格を記入してください。
得意分野	・ガイドを行う上での得意分野について記入してください。 (例：植物に関する解説、歴史に関する解説、野鳥の観察…etc.)
提供するガイドの内容	・提供しているガイドツアーの内容を具体的に記入してください。 (例：東大台1周コース、西大台1周コース、山麓から西大台経由で大台ヶ原駐車場までのコース…etc.)
ガイド料金	・ガイド料金について、上記のそれぞれのコースごとに具体的な金額を書いてください。その際、1グループ当たりの料金か1人当たりの料金かを明記してください。

別添 大台ヶ原登録ガイド制度対象範囲

大台ヶ原登録ガイド制度対象範囲は、以下に示す西大台及び東大台とする。

なお、対象ルートは、大台ヶ原周回線（松浦武四郎分骨碑ルート、大蛇崙、日出ヶ岳を含む。）及び木和田大台ヶ原線（小処～逆峠）とする。歩道以外の立入りは行わない。



至  
小処までのルート